

例) 相続の場合

戸籍証明書等郵送請求書

(請求先)

大崎上島町長 様

○年 1 月 23 日

| | | | |
|---|--|---|---|
| 本籍 | 広島県 豊田郡 大崎上島 町 中野 原田・大串 明石・沖浦・木江・東野 | 番地 | 1234 |
| 筆頭者 (戸籍のはじめに 書いてある人) | ※亡くなられていても変わりません。 大崎 太郎 | 個人事項証明・抄本・身分証明書・附票一部のと きは、必要な人の名前を必ず記入してください。 ◎必要な人の名前(誰のものがよいか) 大崎 花子 ○ 10年1月12日生 | |
| 番号(必要なもの)を○で囲んでください。 | | | |
| 1 | 戸籍全部事項証明(謄本) | 450円 | 通 |
| 2 | 戸籍個人事項証明(抄本) | 450円 | 通 |
| 3 | 改製原戸籍謄本・抄本 | 750円 | 通 |
| 4 | 除籍謄本・抄本 | 750円 | 通 |
| 5 | 戸籍の附票(全員・一部) ※使用目的などの欄に必要な住所を記入 | 300円 | 通 |
| 6 | 身分証明書 | 300円 | 通 |
| 7 | 戸籍記載事項証明書 | 350円 | 通 |
| ※全部事項証明・謄本とは、その戸籍の全部を、個人事項証明・抄本とは、その戸籍の一部を印字または写したものです。 | | 相続の場合は必ず記入してください。 (大崎 花子) の死亡に伴う手続きで、 <input type="checkbox"/> 死亡した人の(出生)から(婚姻)までのものが各(1)通必要 <input type="checkbox"/> 死亡した人の出生までさかのぼったものが各()通必要 <input type="checkbox"/> ()と()の関係がわかるものが各()通必要 | |
| 最近2週間以内に戸籍届をした方は、記入してください。 年 月 日に()届を()市区町村に提出 | | | |
| 使用目的など ※具体的に記入してください。 | ○○銀行の大崎花子名義の口座を解約するため。 ※戸籍附票→ 年 月~ 年 月又はどこ()~どこ()の住所記載 | | |
| 必要な内容 | 誰の、何が確認できる戸籍謄本等が必要か、指定がある場合に記入してください。 | | |
| 請求者 | 住所 | 〒 123 - 4567 東京都○○区○○丁目1番1号 (住民登録上の住所) | 電話番号(昼間の連絡先) 自宅・職場・ 携帯 (090) 0123 - 4567 |
| | 氏名 | 豊田 三郎 (印) | 筆頭者との続柄 本人・夫・妻 子 孫・父母・ 祖父母・その他() |
| 同封するもの | ① この請求書 | ② 手数料(定額小為替) ※何も記入しないでください ※おつりのないようお願いします。 | ③ 返信料(切手) |
| | ④ 請求者の本人確認書類 | 有効な運転免許証・健康保険証・個人番号カード等のコピーを同封してください。 (現住所が記載されているもの) | ⑤ 請求者の住所氏名を記入した返信用封筒(③の切手をはってください。) |

・上記①+②+③+④+⑤を同封の上、郵送してください。

※請求者本人と必要な人の戸籍が同一でない場合、続柄を確認できる書類が必要になることがあります。

(大崎上島町の戸籍で確認できる場合は不要です)

詳しくは住民課(TEL: 0846-65-3113)にお問い合わせください。

・代理人請求の場合は、前記①~⑤のほかに委任状が必要です。

※ **請求者の住民登録のある住所地以外に送付することはできません。**

・請求内容及び同封物に不備があると証明書を返信できないことがあります。

・手数料は、郵便局の定額小為替(切り取りのない状態)でお願いします。(※切手は不可)

・相続の場合や戸籍の附票請求の場合は、証明書が何種類にもわたることがありますので、手数料(定額小為替)や返信料(切手)は余分に同封してください。(手数料等が余れば定額小為替又は切手でお返しいたします。)

・除籍、改正原戸籍を請求される場合、参考となる書類があればコピーを添付してください。

※プライバシーの侵害につながるような請求には応じられません。偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けた者には、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※同封いただいた参考資料や④本人確認書類のコピーは、今回の郵送請求事務以外には使用しません。また、一定の保存期間経過後は焼却処分いたします。

対象者により金額が異なります。

出生から死亡までを1セット請求する場合、3000円分くらいの定額小為替をお送りください。

郵便での戸籍証明書等の取り寄せ要領について

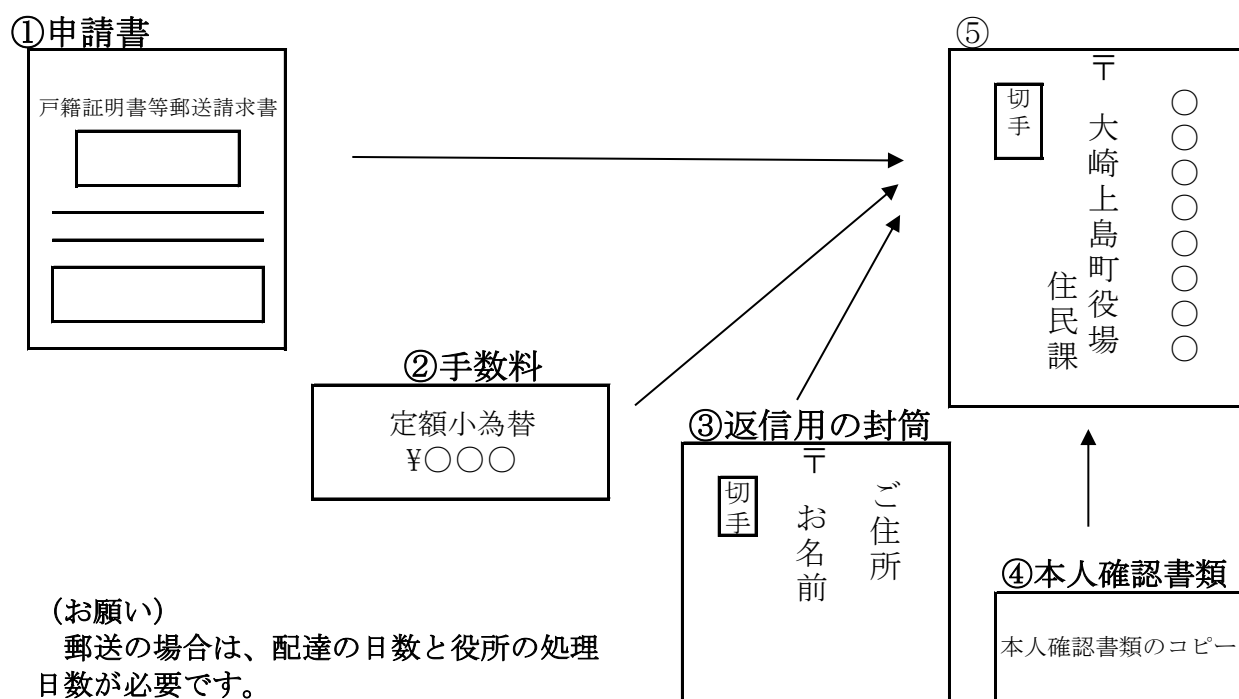
戸(除)籍謄抄本・附票・身分証明等は、本籍地で発行します。

本籍地が、住所地以外にある場合は、下記の要領により、郵便で取り寄せることができます。

記

- ①申請書 裏面の戸籍証明書等郵送請求書に必要事項を記入してください。
(昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください)
- ②手数料 戸籍全部事項証明(謄本)・戸籍個人事項証明書(抄本) 450円
除籍謄抄本・改製原戸籍謄抄本 750円
戸籍附票・身分証明書 300円
※手数料は、無記名の定額小為替(切り取りのない状態)でお願いします。
- ③返信用封筒 請求者の住所・氏名を記入して、切手を貼ってあるもの。
※戸籍謄本等の送付先は、住民登録のある住所地です。
お急ぎの場合は速達料金を追加してください。
- ④本人確認書類 請求者の本人確認書類のコピーを同封してください。
※有効な運転免許証・健康保険証・個人番号カード等
裏面に住所の記載がある場合は両面のコピー
- ⑤上記の①②③④を同封し、大崎上島町役場住民課にご請求ください。

※請求者と必要な戸籍に記載された方の続柄を大崎上島町の戸籍で確認できない場合、上記に加え、続柄を証明する書類(戸籍謄本のコピー等)が必要になります。



(お願い)
郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。
日数に余裕をもって申請してください。